

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	健康増進関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

標茶町は健康増進関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進関連事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているため、委託先による情報の不正な利用等対策として、事業者との間に個人情報の取り扱いに関する内容を含む契約を締結することで万全を期している。
また、本町では、情報セキュリティに関する基本方針、基準等を定め、町が保有する情報資産を適切に管理し個人情報保護対策の徹底を図っている。

評価実施機関名

北海道標茶町長

公表日

令和4年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関連事務
②事務の概要	健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 ○対象となる検診 ・肺がん検診、乳がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診 ○健康診査及びがん検診等の実施に関する具体的な事務内容については以下のとおり ・毎年、各検診の受診年齢到達者及び検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する ・医療機関で実施した各検診について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ・一次検診の結果、要精密検査と判定された者のうち、精密検査未受診者に対し、受診勧奨を行う。 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に基づき、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	総合行政システム(Web-TAWN)、健康管理システム(健康かるて)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番76 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠…別表第二 項番102の2 主務令 第50条 情報提供の根拠…別表第二 項番102の2 主務令 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	標茶町役場総務課 〒088-2312 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	標茶町役場総務課 〒088-2312 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月11日	I－5.	①住民課 ②住民課長	①保健福祉課 ②保健福祉課長	事後	
令和1年6月30日	公表日	平成27年3月11日	令和1年6月30日	事後	
令和1年6月30日	II－1.	平成27年1月31日 時点	令和1年6月30日 時点	事後	
令和1年6月30日	II－2.	平成27年1月31日 時点	令和1年6月30日 時点	事後	
令和1年6月30日	新様式への変更		(Ⅳ リスク対策の追加)	事前	
令和4年3月10日	公表日	令和1年6月30日	令和4年3月10日	事後	
令和4年3月10日	I－1.－②	各種健康診断についての、健診対象者の台帳作成・予約・受付・結果等の管理を行い、記載の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。	健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 ○対象となる検診 ・肺がん検診、乳がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診 ○健康診査及びがん検診等の実施に関する具体的な事務内容については以下のとおり ・毎年、各検診の受診年齢到達者及び検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する ・医療機関で実施した各検診について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ・一次検診の結果、要精密検査と判定された者のうち、精密検査未受診者に対し、受診勧奨を行う。 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に基づき、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事前	
令和4年3月10日	I－1.－③	総合行政システム(健康管理システム)	総合行政システム(Web-TAWN)、健康管理システム(健康かるて)、中間サーバー	事前	
令和4年3月10日	I－3.	番号法第9条第1項 別表第一 項番76	番号法第9条第1項 別表第一 項番76 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事前	
令和4年3月10日	I－4.－①	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月10日	I－4.－②		・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠…別表第二 項番102の2 主務令 第50条 情報提供の根拠…別表第二 項番102の2 主務令 第50条	事前	
令和4年3月10日	II－1.	令和1年6月30日 時点	令和4年3月10日	事後	
令和4年3月10日	II－2.	令和1年6月30日 時点	令和4年3月10日	事後	
令和4年3月10日	Ⅳ－6.	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和4年3月10日	Ⅳ－6.		特に力を入れている	事前	
令和4年3月10日	Ⅳ－6.		特に力を入れている	事前	